

京都市環境影響評価等に関する条例

〔平成10年12月21日 条例第44号〕
〔最終改正 平成25年 1月 9日 条例第40号〕

目次

第1章 総則(第1条～第6条)
第2章 方法書の作成前の手続
第1節 計画段階環境配慮の実施(第7条)
第2節 配慮書案の作成等(第8条～第12条)
第3節 配慮書案についての市長の意見(第13条)
第4節 配慮書の作成等(第14条・第15条)
第5節 第2類事業の実施の制限(第16条)
第3章 準備書の作成前の手続
第1節 方法書の作成等(第17条～第21条)
第2節 方法書についての市長の意見(第22条)
第3節 環境影響評価の実施等(第23条・第24条)
第4章 準備書
第1節 準備書の作成等(第25条～第29条)
第2節 公聴会の開催等(第30条・第31条)
第3節 準備書についての市長の意見(第32条)
第5章 評価書(第33条・第34条)
第6章 対象事業の内容の修正等(第35条・第36条)
第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続
第1節 対象事業の実施の制限等(第37条～第40条)
第2節 事後調査等(第41条～第44条)
第8章 環境影響評価等その他の手続の特例等(第45条～第58条)
第9章 環境影響評価審査会(第59条～第62条)
第10章 雑則(第63条～第69条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり計画段階環境配慮、環境影響評価及び事後調査(以下「環境影響評価等」という。)を行うことが健全で恵み豊かな環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価等について本市等の責務を明らかにすると

ともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価等の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置を採ること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生じる影響を含む。以下「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- (2) 第1類事業 別表に掲げる事業のいずれかに該当する事業であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして別に定めるもの(環境影響評価法(以下「法」という。)第2条第2項に規定する第一種事業(以下「第一種事業」という。)及び同条第3項に規定する第二種事業(以下「第二種事業」という。)を除く。)をいう。
- (3) 第2類事業 別表に掲げる事業のいずれかに該当する事業であって、第1類事業に準じる規模を有するものとして別に定めるもの又は別に定める地域で実施するもの(いずれも第一種事業、第二種事業及び第1類事業を除く。)をいう。

- (4) 対象事業 第1類事業又は第2類事業をいう。
- (5) 法対象事業 法第2条第4項に規定する対象事業をいう。
- (6) 事業者 対象事業を実施しようとし、又は実施している者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をしようとし、又はその委託をしている者）をいう。
- (7) 計画段階環境配慮 対象事業に係る計画の立案の段階において、1又は2以上の当該対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階環境配慮事項」という。）について検討することをいう。
- (8) 事後調査 第1類事業に係る事業者（以下「第1類事業者」という。）が対象事業に係る工事に着手した後に、当該対象事業の実施による環境影響について調査することをいう。
- 2 法対象事業に該当しないこととなった第二種事業であつて、前項第2号の事業の種類及び規模等の要件を満たすものについては、第1類事業とみなし、第3章から第10章まで（第47条から第58条までを除く。）の規定を適用する。

（本市の責務）

第3条 本市は、環境影響評価等その他の手続が適切かつ円滑に行われるために必要な施策を実施しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、環境影響評価等その他の手続を適切かつ円滑に行い、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての適正な配慮をしなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民並びに本市の区域内にある土地の所有者、管理者及び占有者は、環境影響評価等その他の手続が適切かつ円滑に行われ、環境の保全についての配慮が適正になされるよう本市の施策に協力しなければならない。

（技術指針の策定等）

第6条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価等及び第50条第1項に規定する供用後事後調査を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針（以下「技術指針」という。）を定めなければならない。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるもの

とする。

- (1) 計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階環境配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針
 - (2) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針
 - (3) 環境の保全のための措置に関する指針
 - (4) 事後調査及び第50条第1項に規定する供用後事後調査の計画に関する指針
- 3 技術指針については、常に適正な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第59条に規定する審査会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、技術指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。
- 6 環境影響評価等及び第50条第1項に規定する供用後事後調査は、技術指針に従って行われなければならない。

第2章 方法書の作成前の手続

第1節 計画段階環境配慮の実施

第7条 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、事業実施想定区域における当該対象事業に係る計画段階環境配慮を行わなければならない。

第2節 配慮書案の作成等

（配慮書案の作成及び提出）

第8条 事業者は、前条の規定により計画段階環境配慮を行った後、次に掲げる事項を記載した配慮書案を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業の計画を立案した経緯
- (4) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (5) 計画段階環境配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

（配慮書案の公告、縦覧等）

第9条 市長は、前条の規定による配慮書案の提出があつたときは、速やかに、配慮書案が提出された旨その他別に定める事項を公告し、当該配慮書案を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、

インターネットを利用して公表しなければならない。

- 2 事業者は、前項の公告と同時に、同項の配慮書案をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(配慮書案説明会の開催等)

第10条 第1類事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、本市の区域内において、配慮書案の記載事項を周知させるための説明会を開催し、又は別に定める必要な措置（以下「配慮書案説明措置」という。）を採らなければならない。

- 2 第1類事業者は、前項の規定により説明会を開催し、又は配慮書案説明措置を実施しようとするときは、その内容についてあらかじめ市長に届け出るとともに、別に定めるところにより、当該内容を公示しなければならない。

- 3 第1類事業者は、第1項の規定により説明会を開催し、又は配慮書案説明措置を実施したときは、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

(配慮書案についての意見書の提出等)

第11条 配慮書案について環境配慮の観点からの意見を有する者は、第9条第1項の縦覧期間内に、市長に意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項の期間を経過した後速やかに、当該意見書の写しを事業者に送付しなければならない。

(配慮書案についての意見に対する見解書の提出)

第12条 事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見（環境配慮の観点からのものに限る。）の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第3節 配慮書案についての市長の意見

第13条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して3月（第11条第1項に規定する意見書の提出がない場合にあつては、第9条第1項の公告の日から起算して4月）以内に、事業者に対し、配慮書案について環境配慮の観点からの意見を書面により述べなければならない。

- 2 第6条第4項の規定は、前項の規定により市長が配慮書案について意見を述べる場合について準用する。

- 3 市長は、第1項の規定により意見を述べたと

きは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、前条に規定する書類及び同項の書面を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

第4節 配慮書の作成等

(配慮書の作成及び提出)

第14条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第11条第1項の意見に配慮して第8条各号に掲げる事項について検討した結果を反映させた配慮書を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

(配慮書の公告、縦覧等)

第15条 市長は、前条の規定による配慮書の提出があったときは、速やかに、配慮書が提出された旨その他別に定める事項を公告し、当該配慮書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

- 2 事業者は、前項の公告と同時に、同項の配慮書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第5節 第2類事業の実施の制限

第16条 第2類事業に係る事業者は、前条第1項の規定による公告が行われるまでは、第2類事業を実施してはならない。

第3章 準備書の作成前の手続

第1節 方法書の作成等

(方法書の作成及び提出)

第17条 第1類事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目に限る。）

- (5) 対象事業に係る計画段階環境配慮の内容
- (6) 第11条第1項の意見の概要
- (7) 第13条第1項の市長の意見
- (8) 前2号の意見に対する第1類事業者の見解

(方法書の公告、縦覧等)

- 第18条** 市長は、前条の規定による方法書の提出があったときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「方法書関係地域」という。）を定めるとともに、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、速やかに、方法書が提出された旨その他別に定める事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。
- 2 第1類事業者は、前項の公告と同時に、同項の方法書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(方法書説明会の開催等)

- 第19条** 第1類事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、方法書関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、方法書関係地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、方法書関係地域以外の地域において開催することができる。
- 2 第1類事業者は、方法書説明会を開催しようとするときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、その旨を市長に届け出るとともに、別に定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公示しなければならない。
- 3 第1類事業者は、その責めに帰することができない事由であって別に定めるものにより、前項の規定による公示をした方法書説明会を開催することができない場合には、方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、第1類事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、方法書を要約した書類の提供その他の方法により、方法書関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。
- 4 第1類事業者は、方法書説明会を開催したときはその状況を、方法書説明会を開催することができない場合において、方法書の記載事項を周知させるように努めたときはその旨を、速やかに市長に報告しなければならない。

(方法書についての意見書の提出等)

第20条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第18条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項の期間を経過した後速やかに、当該意見書の写しを第1類事業者に送付しなければならない。

(方法書についての意見に対する見解書の提出)

第21条 第1類事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見（環境の保全の見地からのものに限る。）の概要及び当該意見に対する第1類事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第2節 方法書についての市長の意見

- 第22条** 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して3月（第20条第1項に規定する意見書の提出がない場合にあつては、第18条第1項の公告の日から起算して5月）以内に、第1類事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べなければならない。
- 2 第6条第4項の規定は、前項の規定により市長が方法書について意見を述べる場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、前条に規定する書類及び同項の書面を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

第3節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第23条 第1類事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第20条第1項の意見に留意して第17条第4号に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第24条 第1類事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第4章 準備書

第1節 準備書の作成等

(準備書の作成及び提出)

第25条 第1類事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下「準備書要約書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第17条第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる事項
- (2) 第20条第1項の意見の概要
- (3) 第22条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見に対する第1類事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
イ 環境の保全のための措置（当該措置を講じることとするに至った検討の状況を含む。）
ウ 事後調査の計画
エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (7) 計画段階環境配慮及び環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(準備書の公告及び縦覧)

第26条 市長は、前条の規定による準備書及び準備書要約書の提出があったときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第20条第1項及び第22条第1項の意見並びに第24条の規定により行われた環境影響評価の結果にかんがみ方法書関係地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「準備書関係地域」という。）を定めるとともに、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、速やかに、準備書及び準備書要約書が提出された旨その他別に定める事項を公告し、準備書及び準備書要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

2 第1類事業者は、前項の公告と同時に、同項の準備書及び準備書要約書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(準備書説明会の開催等)

第27条 第1類事業者は、前条の縦覧期間内に、準備書関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、準備書関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、準備書関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第1類事業者は、準備書説明会を開催しようとするときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、その旨を市長に届け出るとともに、別に定めるところにより、これらを準備書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公示しなければならない。

3 第1類事業者は、その責めに帰することができない事由であって別に定めるものにより、前項の規定による公示をした準備書説明会を開催することができない場合には、当該準備書説明会を開催することを要しない。この場合において、第1類事業者は、前条の縦覧期間内に、準備書要約書の提供その他の方法により、準備書関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

4 第1類事業者は、準備書説明会を開催したときはその状況を、準備書説明会を開催することができない場合において準備書の記載事項を周知させるように努めたときはその旨を、速やかに市長に報告しなければならない。

(準備書についての意見書の提出等)

第28条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第26条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項の期間を経過した後速やかに、当該意見書の写しを第1類事業者に送付しなければならない。

(準備書についての意見に対する見解書の提出)

第29条 第1類事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見（環境の保全の見地からのものに限る。）の概要及び当該意見に対する第1類事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第2節 公聴会の開催等

(公聴会の開催及び公聴会記録書の作成等)

- 第30条 市長は、準備書について環境の保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催しなければならない。ただし、第3項の規定による届出がないときは、この限りでない。
- 2 市長は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、日時、場所その他別に定める事項を公告しなければならない。
- 3 第1項の意見を述べようとする者は、第26条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、公聴会の終了後速やかに、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書(以下「公聴会記録書」という。)を作成し、その写しを第1類事業者に送付しなければならない。

(公聴会記録書に記載された意見に対する見解書の提出)

- 第31条 第1類事業者は、前条第4項の規定による公聴会記録書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、公聴会記録書に記載された意見の概要及び当該意見に対する第1類事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第3節 準備書についての市長の意見

- 第32条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して4月(第28条第1項に規定する意見書の提出があり、市長が第30条第1項の規定による公聴会を開催しない場合にあつては第29条の規定による書類の提出があった日から起算して4月、第28条第1項に規定する意見書の提出がなく、市長が第30条第1項の規定による公聴会を開催しない場合にあつては第26条の公告の日から起算して6月)以内に、第1類事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べなければならない。
- 2 第6条第4項の規定は、前項の規定により市長が準備書について意見を述べる場合について準用する。

第5章 評価書

(評価書の作成)

- 第33条 第1類事業者は、前条第1項の意見を

勘案するとともに、第28条第1項及び第30条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 第17条第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、軽微な修正その他の別に定める修正に該当するものを除く。) 第7条から次条までの規定による計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経ること。
 - (2) 第25条第4号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 第3項及び次条の規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のもの(次項に該当する場合を除く。) 当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 第1類事業者は、第18条第1項の規定による公告が行われてから次条の規定による公告が行われるまでの間において、第17条第1号又は第25条第2号、第3号若しくは第7号に掲げる事項を変更し、又は修正したとき(前項第1号及び第36条第1項第3号に該当する場合を除く。)は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1類事業者は、第1項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)及びこれを要約した書類(以下「評価書要約書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 第25条各号に掲げる事項
 - (2) 第28条第1項の意見の概要
 - (3) 公聴会記録書に記載された意見の概要
 - (4) 前条第1項の市長の意見
 - (5) 前3号の意見に対する第1類事業者の見解

(評価書の公告及び縦覧)

- 第34条 市長は、前条第3項の規定による評価書及び評価書要約書の提出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、評価書及び評価書要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。
- 2 第1類事業者は、前項の公告と同時に、同項の評価書及び評価書要約書をインターネット

の利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第6章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続)

第35条 第1類事業者は、第18条第1項の規定による公告が行われてから前条の規定による公告が行われるまでの間に第17条第2号に掲げる事項を修正しようとする場合(第33条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第7条から前条までの規定による計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、軽微な修正その他の別に定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第36条 第1類事業者は、第18条第1項の規定による公告が行われてから第34条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - (2) 第17条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
 - (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。
- 3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の第1類事業者が行った計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続は新たに第1類事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第1類事業者について行われた計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続は新たに第1類事業者となった者について行われたものとみなす。

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第1節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

第37条 第1類事業者は、第34条の規定によ

る公告が行われるまでは、対象事業(第33条第1項又は第35条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

- 2 第1類事業者は、第34条の規定による公告が行われた後に第17条第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、軽微な変更その他の別に定める変更該当するときは、この条例の規定による計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。
- 3 第1項の規定は、第34条の規定による公告が行われた後に第17条第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる第1類事業者を除く。)について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。
- 4 第1類事業者は、第34条の規定による公告が行われた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。この場合において、前条第3項の規定は、前項に規定する引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第38条 市長は、第34条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第25条第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第7条から第34条まで又は第23条から第34条までの規定の例による計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経る必要がある旨を第1類事業者に通知しなければならない。

- 2 第1類事業者は、前項の規定による通知があったときは、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために必要な措置に関し、市長と協議しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による協議をした結果、第1類事業者が第1項の計画段階環境配慮及

び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、その旨を公告しなければならない。

- 4 第35条から前条までの規定は、第1項の計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告（次条第1項に規定する計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経た後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。

（許可等に係る環境の保全の配慮についての審査等）

- 第39条 市長は、対象事業に係る本市の条例に基づく許可等の審査に際し、一定の基準に該当している場合には許可等を行わなければならないとする旨の本市の条例の規定であって別に定めるものに係る許可等を行うときは、当該許可等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と環境の保全に関する審査（評価書の記載事項に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査することをいう。以下同じ。）の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該許可等を拒否する処分を行い、又は当該許可等に必要の条件を付することができるものとする。
- 2 市長は、対象事業に係る免許等（法律又は条例に基づく免許、特許、許可、認可、承認又は認定（前項の許可等を除く。）をいう。以下同じ。）の審査に際し、免許等に係る法律又は条例に違反しない限りにおいて、環境の保全に関する審査の結果を考慮することができる。
- 3 市長は、対象事業に係る免許等を行う者が市長以外の者であるときは、当該免許等を行う者に評価書及び評価書要約書の写しを送付するとともに、対象事業に係る免許等の審査に際し、環境の保全に関する審査の結果を考慮するよう要請することができる。

（事業者の環境の保全の配慮）

- 第40条 第1類事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして対象事業を実施しなければならない。

第2節 事後調査等

（事後調査計画書の作成）

- 第41条 第1類事業者は、評価書を作成した後、事後調査を行うための計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成しなければならない。

（対象事業に係る工事の着手等の届出）

- 第42条 第1類事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、事後調査計画書を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、事後調査計画書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。
- 3 第1類事業者は、前項の公告と同時に、第1項の事後調査計画書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 4 第1類事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第1類事業者は、第34条の規定による公告（第38条第1項に規定する計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、当該手続を経た後に行われるものに限る。）が行われてから対象事業に係る工事が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - (2) 第17条第1号に掲げる事項を変更したとき（第37条第4項に該当する場合を除く。）。
 - (3) 第17条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- 6 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

（事後調査の実施等）

- 第43条 第1類事業者は、事後調査計画書に記載されているところにより、事後調査を行わなければならない。
- 2 第1類事業者は、事後調査を行ったときは、速やかに事後調査の結果を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1類事業者は、次項の公告と同時に、前項の報告書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による報告書の提出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

(事業者に対する必要な措置の要請及び命令)

第44条 市長は、前条第2項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがあると認めるときは、第1類事業者に対し、環境の保全のための必要な措置を採ることを要請することができる。

2 市長は、対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがある場合において、人の生命若しくは身体に係る回復が困難な被害が生じ、又は環境の保全若しくは生物の多様性の保全に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を採ることを命じることができる。

第8章 環境影響評価等その他の手続の特例等

(手続の併合等)

第45条 事業者は、相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの対象事業について、併せてこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を経ることができる。

2 2以上の事業者が1又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、当該2以上の事業者は、当該2以上の事業者のうちからこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を行う1の事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、代表事業者に当該1又は相互に関連する2以上の対象事業に係るこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を併せて行わせることができる。この場合において、代表事業者が行った環境影響評価等その他の手続は当該2以上の事業者が行ったものとみなし、代表事業者について行われた環境影響評価等その他の手続は当該2以上の事業者について行われたものとみなす。

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第46条 対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、別に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者（同法第15条第1項の都道府県若しくは市町村又は同法第87条の2第1項の指

定都市（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）をいう。）が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、計画段階環境配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることができる。

(第一種事業等に係る計画段階環境配慮等に関する規定の準用)

第47条 第6条（第2項第2号から第4号までを除く。）、第2章（第5節を除く。）、第45条、前条、第65条第1項及び第67条の規定は、第一種事業及び第二種事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	環境影響評価等及び第50条第1項に規定する供用後事後調査	第一種事業又は第二種事業（以下「第一種事業等」という。）に係る計画段階環境配慮（事業者（第一種事業等を実施しようとし、又は実施している者（委託に係る第一種事業等にあつては、その委託をしようとし、又はその委託をしている者）をいう。以下同じ。）が第一種事業等に係る計画の立案の段階において、1又は2以上の当該第一種事業等の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該第一種事業等に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階環境配慮事項」という。）について検討することをいう。以下同じ。）
第6条第6項	環境影響評価等及び第50条第1項に規定する供用後事後調査	計画段階環境配慮
第7条	対象事業 行わなければならない	第一種事業等 行わなければならない。ただし、当該事業者が法第3条の2第1項又は

		第3条の10第1項の規定により検討を行った場合その他別に定める場合は、この限りでない
第8条各号列記以外の部分	行った	行い、又は法第3条の2第1項若しくは第3条の10第1項の規定により検討を行った
第8条第2号	対象事業	第一種事業等
第8条第3号	対象事業	第一種事業等
第10条第1項	第1類事業者	事業者
第10条第2項	第1類事業者	事業者
第10条第3項	第1類事業者	事業者
第14条	配慮書	配慮書（法第3条の3第1項の規定に基づく配慮書を含む。以下同じ。）
第45条第1項	対象事業	第一種事業等
	環境影響評価等	計画段階環境配慮
第45条第2項	対象事業	第一種事業等
	環境影響評価等	計画段階環境配慮
第46条	対象事業	第一種事業等
	及び環境影響評価その他の手続を経る	その他の手続を行う
第65条第1項	環境影響評価等	計画段階環境配慮
	対象事業	第一種事業等
第67条	環境影響評価等	計画段階環境配慮

（法対象事業に係る方法書についての市長の意見）

第48条 市長は、法第10条第2項の規定により意見を述べたときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、当該意見を記載した書面を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない

ない。

（法対象事業に係る公聴会の開催及び公聴会記録書の作成等）

第49条 市長は、法第15条の規定により送付を受けた準備書について環境の保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催しなければならない。ただし、第3項の規定による届出がないときは、この限りでない。

2 市長は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、日時、場所その他別に定める事項を公告しなければならない。

3 第1項の意見を述べようとする者は、法第16条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、公聴会の終了後速やかに、公聴会記録書を作成し、その写しを第1項の準備書を作成した者及び京都府知事に送付しなければならない。

（供用後事後調査計画書の作成等）

第50条 法第38条の2第1項の規定により報告書を作成した者（以下「移行事業者」という。）は、法対象事業に係る工事が完了した後、当該法対象事業に係る施設の供用による環境影響についての調査（以下「供用後事後調査」という。）を行うための計画書（以下「供用後事後調査計画書」という。）を作成しなければならない。

2 移行事業者は、供用後事後調査を実施しようとするときは、あらかじめ、供用後事後調査計画書を市長に提出するとともに、第4項の公告と同時に、当該供用後事後調査計画書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 移行事業者は、次項の公告と同時に、法第27条の規定により公告した評価書をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。

4 市長は、第2項の規定による供用後事後調査計画書の提出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、当該供用後事後調査計画書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

（供用後事後調査の実施等）

第51条 移行事業者は、技術指針及び供用後事後調査計画書に記載されているところにより、供用後事後調査を行わなければならない。

- 2 移行事業者は、供用後事後調査を行ったときは、速やかに供用後事後調査の結果を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 移行事業者は、次項の公告と同時に、前項の報告書をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による報告書の提出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、当該報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、別に定めるところにより、インターネットを利用して公表しなければならない。

(移行事業者に対する必要な措置の要請及び命令)

- 第52条** 市長は、前条第2項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、法対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがあると認めるときは、移行事業者に対し、環境の保全のための必要な措置を採ることを要請することができる。
- 2 市長は、法対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがある場合において、人の生命若しくは身体に係る回復が困難な被害が生じ、又は環境の保全若しくは生物の多様性の保全に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、移行事業者に対し、必要な措置を採ることを命じることができる。

(移行事業者に係る手続の併合等)

- 第53条** 移行事業者は、相互に関連する2以上の法対象事業について、併せてこの条例の規定による供用後事後調査その他の手続を経ることができる。
- 2 2以上の移行事業者が1又は相互に関連する2以上の法対象事業に係る供用後事後調査を実施しようとするときは、当該2以上の移行事業者は、当該2以上の移行事業者のうちからこの条例の規定による供用後事後調査その他の手続を行う1の移行事業者（以下「代表移行事業者」という。）を定め、代表移行事業者に当該1又は相互に関連する2以上の法対象事業に係るこの条例の規定による供用後事後調査その他の手続を併せて行わせることができる。この場合において、代表移行事業者が行った供用後事後調査その他の手続は当該2以上の移行事業者が行ったものとみなし、代表移行事業者について行われた供用後事後調査その他の手続は当該2以上の移行事業者について行われたものとみなす。

(報告又は資料の提出)

- 第54条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、移行事業者に対し、法対象事業に係る供用後事後調査の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

- 第55条** 市長は、供用後事後調査の実施の状況を把握するため、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域及びその周辺の土地に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業者に対する勧告)

- 第56条** 市長は、移行事業者がこの条例の規定に違反して供用後事後調査の全部又は一部を行わないため、法対象事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することができないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(他の府県及び市町村との協議)

- 第57条** 市長は、法第15条に規定する関係地域が他の市町村の区域にわたるときは、供用後事後調査その他の手続について、当該市町村の長及び当該市町村を包括する府県の知事と協議しなければならない。

(技術開発)

- 第58条** 市長は、供用後事後調査に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進に努めなければならない。

第9章 環境影響評価審査会

(審査会)

- 第59条** 技術指針の策定及び改定並びに配慮書案、方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第60条 審査会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第61条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第62条 審査会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第10章 雑則

(報告又は資料の提出)

第63条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業に係る環境影響評価等の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第64条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、対象事業実施区域及びその周辺の土地に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業者に対する勧告及び公表)

第65条 市長は、事業者がこの条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続の全部又は一部を行わないため、対象事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することができないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、第44条第2項の規定による命令を受けた者又は前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその命令又は勧告に

従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(他の府県及び市町村との協議)

第66条 市長は、事業実施想定区域、方法書関係地域又は準備書関係地域が他の市町村の区域にわたるときは、環境影響評価等その他の手続について、当該市町村の長及び当該市町村を包括する府県の知事と協議しなければならない。

(技術開発)

第67条 市長は、環境影響評価等に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進に努めなければならない。

(適用除外)

第68条 この条例の規定は、災害対策基本法第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同条第3号に規定する事業については、適用しない。

(委任)

第69条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第6条、第8条第1項から第3項まで(第38条において準用する場合を含む。)及び附則第9項から第12項までの規定 平成11年2月1日

(準備行為)

2 この条例の規定による審査会の意見の聴取は、この条例の施行前においても、行うことができる。この場合において、京都市環境影響評価要綱(以下「要綱」という。)第15条第1項に規定する審査会は、第39条の審査会とみなす。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について要綱第4条第1項の規定による環境影響評価を行った、又は行っている事業者で、要綱第5条第1項の規定による環境影響評価準備書を市長に提出していないものは、第7条及び第9条から第15条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経たものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について要綱第5条第1項の規定による環境影響評価準備書を市長に提出した事業者で、要綱第10条第1項の規定による環境影響評価書を市長に提出していないものは、要綱第5条第3項から第9条までに定めるところに従って引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該事業者は、第7条及び第9条から第23条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経たものとみなす。
- 5 対象事業であって次の各号のいずれかに該当するもの(第1号及び第2号に掲げるものにあつては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更その他の別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第2章から第7章までの規定は、適用しない。
 - (1) 施行日前に免許等が与えられた事業
 - (2) 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
 - (3) 施行日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業
 - (4) 施行日前に要綱第10条第1項の規定による環境影響評価書が市長に提出されている事業
- 6 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして別に定める条件に該当するものに限る。)により対象事業として実施されるものについては、第2章から第7章までの規定は、適用しない。
- 7 附則第5項各号に掲げる事業に該当する対象事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、第7条、第9条から第25条まで又は第14条から第25条まで及び第32条から第35条までの規定の例による環境影響評価等その他の手続を経ることができる。
- 8 第26条から第28条までの規定は、前項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他

の手続を経る対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第7項に規定する対象事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

- 9 この条例の施行後に事業者となるべき者は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行後施行日前において、第7条及び第9条から第15条までの規定の例による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることができる。
- 10 前項に規定する者は、同項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 11 市長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかにその旨を公告しなければならない。
- 12 附則第9項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 14 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前の同町の区域内で実施される対象事業であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(第1号に掲げるものにあつては、編入日以後その内容を変更せず、又は第28条第2項に規定する別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第2章から第7章までの規定は、適用しない。
 - (1) 編入日前に免許等が与えられた事業
 - (2) 編入日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業

附則(平成11年12月9日条例第32号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成12年12月7日条例第38号)
この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附則(平成17年3月25日条例第32号)
この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

附則(平成25年1月9日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市環境影響評価等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第4号に規定する対象事業（以下「改正後の対象事業」という。）であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の京都市環境影響評価等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第10条の規定による公告が行われたものについては、改正後の条例第2章の規定は、適用しない。

3 改正後の対象事業に該当する事業（施行日の前日において、改正前の条例第2条第2号に規定する対象事業に該当しないものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの（第1号及び第2号に掲げるものにあつては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更その他の別に定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、改正後の条例第2章から第8章までの規定は、適用しない。

- (1) 施行日前に免許等（法律又は条例に基づく免許、特許、許可、認可、承認又は認定（改正後の条例第39条第1項の規定による許可等を除く。）をいう。）が与えられた事業
- (2) 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
- (3) 施行日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業
- (4) 施行日から起算して6月を経過する日までに別に定める事業計画書が提出された改正後の条例第2条第1項第3号に規定する第2類事業に該当する事業

4 環境影響評価法第2条第2項に規定する第一種事業又は同条第3項に規定する第二種事業であつて、施行日前に同法第7条の規定による公告が行われたものについては、改正後の条例第8章の規定は、適用しない。

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

（関係条例の一部改正）

6 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条各号列記以外の部分中「第2条第2号」を「第2条第1項第4号」に改め、同条第2号中「第25条」を「第34条」に改める。

別表（第2条関係）

- (1) 高速自動車国道，一般国道その他の道路法第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- (2) 河川法第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築，堰の新築及び改築の事業（以下「ダム新築等事業」という。）並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
- (3) 鉄道事業法による鉄道及び軌道法による軌道の建設及び改良の事業
- (4) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置の事業
- (5) 空港整備法第2条第1項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- (6) 下水道法第2条第6号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業
- (7) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の新設の事業
- (8) 前号に掲げるもののほか，建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち，別に定める建築物の新築の事業
- (9) 電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事業
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（同項に規定するし尿処理施設を除く。）及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- (11) 土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成の事業
- (12) 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (13) 新住宅市街地開発法第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業
- (14) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第2条第4項に規定する工業団地造成事業
- (15) 新都市基盤整備法第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業
- (16) 流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業
- (17) 第12号から前号までに掲げるもののほか，都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業
- (18) 前各号に掲げるもののほか，一の事業に係る環境影響を受ける範囲が広く，その一の事業に係る環境影響評価等を行う必要の程度がこれらに準じるものとして別に定める事業